

医療施設食材料費高騰等緊急支援事業支援金 Q&A

令和8年4月1日

I 医療施設食材料費高騰等緊急支援事業支援金について

Q 1 医療施設食材料費高騰等緊急支援事業支援金の目的は。

物価高騰が長期化する中、食材費高騰の影響を受けながらもサービス維持に向け運営を続けている病院、有床診療所を対象として、経営安定化やサービス維持のため、支援金を支給するものです。

Q 2 支援金の支給額は。

29,820円×許可病床数（※1）

ただし、食事を提供した期間が14月に満たない場合は、2,130円×提供した月数×許可病床数

・千円未満の端数が生じた場合は切り捨て

※1 令和8年4月1日時点で休棟・休床している病床（新型コロナ患者（疑似症患者含む）対応のために休棟・休床していた病床を除く）であって、令和7年4月1日から令和8年5月31日までの全期間において稼働しない病床は除く。

II 補助事業対象者について

Q 3 支援金の対象者は。

令和8年4月1日において、新潟県内の公立を除く病院又は有床診療所を運営する法人です。

Q 4 支援金の対象施設は。

令和8年4月1日時点で運営中の新潟県内の病院又は有床診療所で、令和7年4月から令和8年5月までの毎月又は特定の月に、給食費の全部又は一部を負担し食事を提供した施設（※2）

※2 令和7年4月1日から令和8年5月31日までの全期間において事業を休止している施設並びに県、市町村、一部事務組合が開設又は設置する施設を除く。

Q 5 複数の施設を運営している場合、施設ごとの申請になるのか、法人単位での申請になるのか。

申請は法人単位で行うものとし、複数の医療施設を運営する法人は、一括して申請してください。

なお、申請書の施設欄が不足する場合は行を追加してください。

Ⅲ 申請手続きについて

Q 6 申請受付期間は。

申請受付期間：令和8年4月1日(水)～令和8年6月30日(火) 必着
WEB申請の場合：6月30日17時までの受付
郵送の場合：6月30日必着

※ 申請書類一式が県担当課に到着した日をもって受付日となります。郵送で提出される場合は、締切までに申請書類が到着するよう、発送日にご注意ください。

Q 7 申請書類は何が必要か。

以下の書類をご準備ください。

- ① 医療施設食材料費高騰対策緊急支援事業支援金交付申請書（交付要綱別記第1号様式）
- ② 暴力団等の排除に関する誓約書（交付要綱別記第2号様式）
- ③ 振込先の通帳の写し
「金融機関名」「支店名」「預金種別」「口座番号」「口座名義人（フリガナ）」が読み取れるもの（通帳の表紙と裏の見開き（カタカナでの名義・口座番号が記載されている部分）の写し）

Q 8 申請書類の入手先は。

申請書類等は、県のホームページ(URL: <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/chiikiiryu/syokuzairyohi.html>)からダウンロードしてください。

新潟県 医療法人 食材料費

検索 🔍

Q 9 申請書類の提出先及び提出方法は。

申請する法人単位で、以下の宛先まで、原則として電子メールで提出してください。

担当課	電 話	メールアドレス
地域医療政策課	025-280-5379	ngt040320@pref.niigata.lg.jp

※ 電子メールで申請ができない場合のみ、郵送により申請できます。

〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1 地域医療政策課 あて提出してください。

Q10 申請にあたり証拠書類を提出する必要はあるか。

提出の必要はありません。

申請書のほか申請に係る証拠書類は、支援金の支給年度の翌年から起算して5年間保存しておいてください。必要が生じた場合、提出をお願いすることがあります。

Q11 採択の可否はどのようにして知ることができるか。

申請者全員に対して、交付決定または不交付決定の結果を書面で通知します。なお、採択審査結果の内容についての問い合わせには応じられません。

Q12 申請してから採択まではどれくらいの時間がかかるか。

申請を受け付けたものから随時審査を行い、交付決定または不交付決定の結果を通知します。可能な限り迅速な審査を行っていきたいと考えています。

Q13 支援金が交付されるのはいつか。

交付決定後、順次行うこととしており、交付決定から1か月以内の支給を想定しています。

IV その他

Q14 申請書類の到着確認や審査状況、支給日等を問い合わせたい。

個別の進捗をお答えすることはできません。申請内容に不備がある場合は、県から申請書に記載された連絡先にご連絡いたします。

Q15 税法上の取り扱いは。課税対象となるか。

支援金は経理上、支払い額の確定を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税・所得税の課税対象となります。（詳細については、税務署にお問い合わせください。）